

令和2年6月8日

緊急事態宣言の解除を踏まえたみなと障がい者福祉事業団の対応について

事業団では6月1日から、国の緊急事態宣言解除を踏まえ、これまで休業していた店舗の営業を時短で再開する等の対応をしています。

日々状況が変化中、これまでも各事業の実態に合わせて柔軟に対応してきましたが、6月8日からは、以下の事業について、通常利用（営業）を再開いたします。引き続き、今後の事業運営については、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等の感染防止対策を踏まえつつ、利用者への支援体制を保持して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 事業所の対応について

事業名	これまでの対応 (4月14日から)	今後の対応 (6月8日から)
センター受付	時短利用（営業）を実施する。 利用時間：9時30分～16時	通常利用（営業）を再開する。 利用時間：8時30分～17時15分

2 実施期間

令和2年6月8日（月）から